

平成 29 年 4 月 1 日  
一部改正 令和 3 年 3 月 10 日

## 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所における競争的研究費不正防止計画

競争的研究費の不正使用防止に関して、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下、「法人」という。）における競争的研究費不正防止計画を以下のとおり定める。

今後、この計画に基づいて不正防止に取り組み、実施状況を検証しながら、また、不正を発生させる要因の把握と対応策の検討をさらに進め、必要に応じて計画の内容を見直していく。

### I 不正防止計画の実施体制

最高管理責任者：理事長

統括管理責任者：総務部長

コンプライアンス推進責任者：公衆衛生部長、微生物部長及び衛生化学部長

研究倫理教育責任者：企画部長

防止計画推進部署：研究企画課

### II 不正使用防止計画

#### 1 機関内の責任の明確化

- ① 理事長を最高管理責任者とするなど、競争的研究費を適正に運営及び管理するための責任者と権限を明確にした「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所科学研究費補助金事務取扱要領」及び「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所における科学研究費助成事業－科研費－の研究実施規程」を制定した。
- ② 法人のホームページにおいて、不正防止推進体制の概要及び関係規則を公表する。

#### 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

##### (1) ルールの明確化・統一化

- ① 競争的研究費の種類等ごとに、事務処理手続きに関する取扱い要領を明文化した。  
「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所科学研究費補助金事務取扱要領」  
「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所における科学研究費助成事業－科研費－の研究実施規程」  
「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所助成金等の経理処理に関する事務取扱要

領」

- ② 競争的研究費の制度、使用ルール等の変更に伴い説明会を実施して周知を図る。
- ③ 科学研究費補助金申請説明会で上記要領の研修を行う。
- ④ 「大阪健康安全基盤研究所イントラネット」に掲載し、競争的研究費を得た研究員に注意喚起する。

#### (2) 関係者の意識向上

- ① 競争的研究費の執行は基本的に法人の規程に基づき取扱うことを周知し、コンプライアンスの徹底を図る。
- ② 会計事務処理について科研費法人内経理事務研修会に参加することにより事務職員としての専門性を高める。
- ③ 事務職員と研究員に対し大阪府職員の倫理行動規範を定めている「綱紀保持基本方針」を準用し、職員に遵守しなければならないことを啓発し、定期的な研修と行動チェックを行う。

#### (3) 調査及び懲戒に関するルールの整備及び運用の透明化

競争的研究費の不正使用は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員懲戒規程に基づき処分されることを明確にする。

### 3 競争的研究費の適正な運営・管理活動

#### (1) 研究費の適正な執行管理

- ① 研究員が競争的研究費を執行する際に、法人独自の「消耗品管理システム」を用いて行い、発注から支払いまでの透明性を確保する。
- ② 管理課及び担当課長が予算の執行状況を適宜各研究員に周知し、予算の計画的執行を促す。

#### (2) 物品等の発注・検収業務

立替払いであっても事後検収を受ける。

#### (3) 非常勤職員の勤務時間管理

- ① 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所非常勤職員就業規則に基づき取扱う。
- ② 出勤簿を管理課に置き、常勤職員が非常勤職員の勤務時間を確認し、非常勤職員の出勤時に出勤簿に確認印を押印する。

#### (4) 出張状況等の把握

- ① 出張する研究員は職員端末機から出張伺いを提出し、管外出張の場合は更に旅行確認簿を提出する。命令権者は旅行の内容、出張先、相手方、出張期間、支給旅費及びこれらの関連等を研究員の研究テーマに照らし合わせて出張命令を行う。
- ② 出張終了後ただちに、復命書による出張内容の命令権者等への報告を実施することで出張状況を把握する。復命書には出張の事実について検証できる資料等の提出を求める。
- ③ 復命書に最低限記載・添付すべき事項等について周知を図る。

#### 4 情報の伝達を確保する体制の確立

- ① 競争的研究費の使用ルール等について、法人内からの相談を受け付ける窓口を研究企画課とする。
- ② 競争的研究費の不正使用についての通報窓口を研究企画課に置く。また、理事長が委嘱した者を外部の受付窓口とすることができる。
- ③ 競争的研究費不正使用に関する法人の取組み、各種窓口等について、ホームページにより外部に公表する。

#### 5 モニタリングの在り方

- ① 内部監査部門を管理課及び研究企画課に置き、毎年度1回内部監査を実施する。監査結果を監事、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。
- ② 不正が発生した際には速やかに発生要因に応じた内部監査を実施する。